

1 普通養老保険(新フリープラン) (新フリープラン(短期払込型))

 ①しおり31P参照

〔基本契約の保障内容〕

 ②しおり33P参照

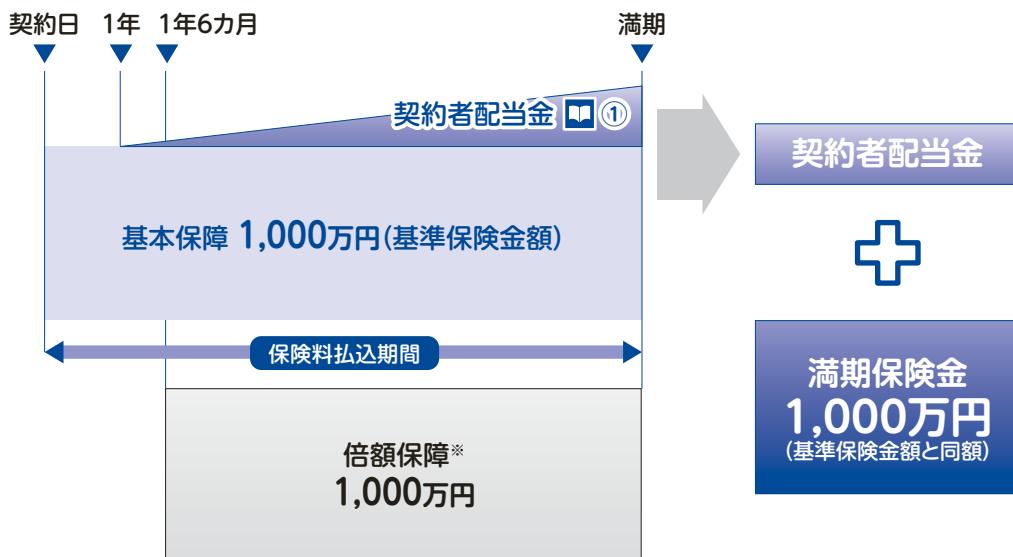
〔特約の共通事項〕

契約の目的	●万が一の保障(死亡保障)と満期の楽しみ(必要なお金の準備)を兼ね備えたシンプルな保険です。
商品の特長  ①	<ul style="list-style-type: none">●被保険者の生存中に保険期間が満了したとき ⇒「満期保険金」●被保険者が死亡したとき ⇒「死亡保険金」 (満期保険金と死亡保険金の額は同額です。)●「各種特約」 ②を付加することで、より充実した保障を準備できます。

●しくみ図

(1)普通養老保険(新フリープラン)

基準保険金額 1,000万円に加入の場合



①しおり62P参照

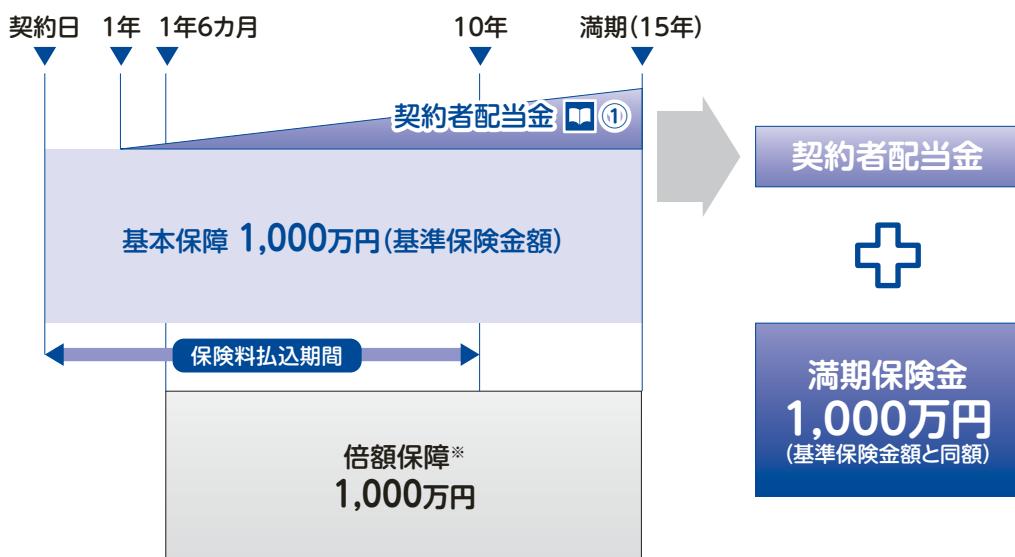
「契約者配当金」

特長としくみ

(2)普通養老保険(新フリープラン(短期払込型))

●10年払込15年満期養老保険

基準保険金額 1,000万円に加入の場合



②しおり15P参照

「契約の保障(責任)の開始と契約日」

*倍額保障(保険金の倍額支払)

○契約日を含めて1年6ヶ月(契約を復活したときは、さらにその復活日を含めて6ヶ月)を経過してから、被保険者が、不慮の事故を直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡したとき、または当社所定の感染症を直接の原因として死亡したときは、支払うべき死亡保険金のほかに、これと「同額の保険金」を死亡保険金受取人に支払います。

(注)保障は保障(責任)開始の日^②から開始します。

2 特別養老保険(新フリープラン(2・5・10倍保障型))

①しおり32P参照

「基本契約の保障内容」

②しおり33P参照

「特約の共通事項」

契約の目的	<ul style="list-style-type: none"> ●万が一の保障(死亡保障)と満期の楽しみ(必要なお金の準備)を兼ね備えた保険です。 ●普通養老保険に加入した場合と比べて、万が一の保障(死亡保障)をより少ない保険料で備えることができます。 		
商品の特長 ①	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者の生存中に保険期間が満了したとき ⇒「満期保険金」 ●被保険者が死亡したとき ⇒「満期保険金の2倍、5倍または10倍の額の死亡保険金」 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%;">死亡保険 金額</td> <td style="width: 85%;"> 新フリーPLAN 2倍保障型 → 満期保険金の2倍 新フリーPLAN 5倍保障型 → 満期保険金の5倍 新フリーPLAN 10倍保障型 → 満期保険金の10倍 </td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ●「各種特約」 ②を付加することで、より充実した保障を準備できます。 	死亡保険 金額	新フリーPLAN 2倍保障型 → 満期保険金の 2倍 新フリーPLAN 5倍保障型 → 満期保険金の 5倍 新フリーPLAN 10倍保障型 → 満期保険金の 10倍
死亡保険 金額	新フリーPLAN 2倍保障型 → 満期保険金の 2倍 新フリーPLAN 5倍保障型 → 満期保険金の 5倍 新フリーPLAN 10倍保障型 → 満期保険金の 10倍		

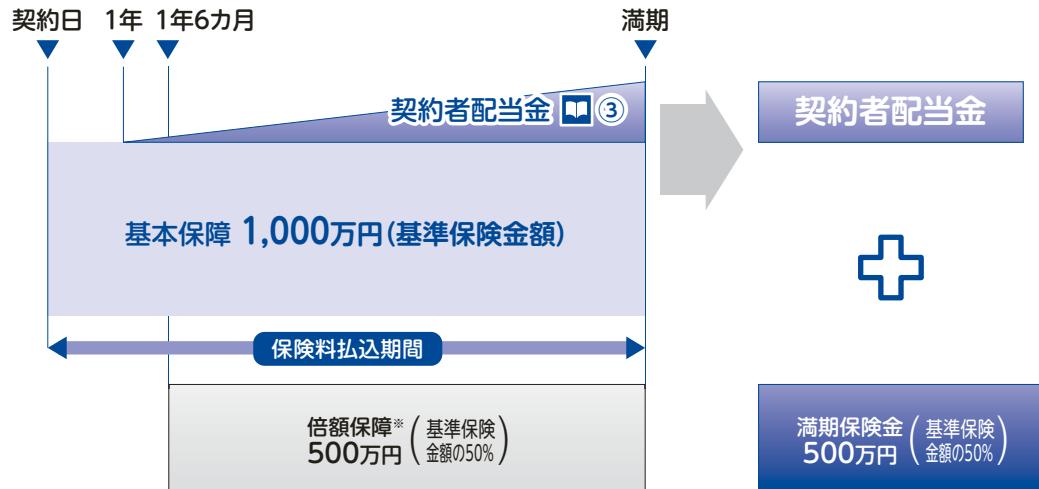
●しくみ図

(1)特別養老保険(新フリープラン(2倍保障型))

基準保険金額 1,000万円に加入の場合

③しおり62P参照

「契約者配当金」



※倍額保障(保険金の倍額支払)

○契約日を含めて1年6ヶ月(契約を復活したときは、さらにその復活日を含めて6ヶ月)を経過してから、被保険者が、不慮の事故を直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡したとき、または当社所定の感染症を直接の原因として死亡したときは、支払うべき死亡保険金のほかに、「満期保険金額と同額の保険金」を死亡保険金受取人に支払います。

(注)保障は保障(責任)開始の日 ④から開始します。

④しおり15P参照

「契約の保障(責任)の開始と契約日」

(2)特別養老保険(新フリープラン(5倍保障型))

基準保険金額 1,000万円に加入の場合



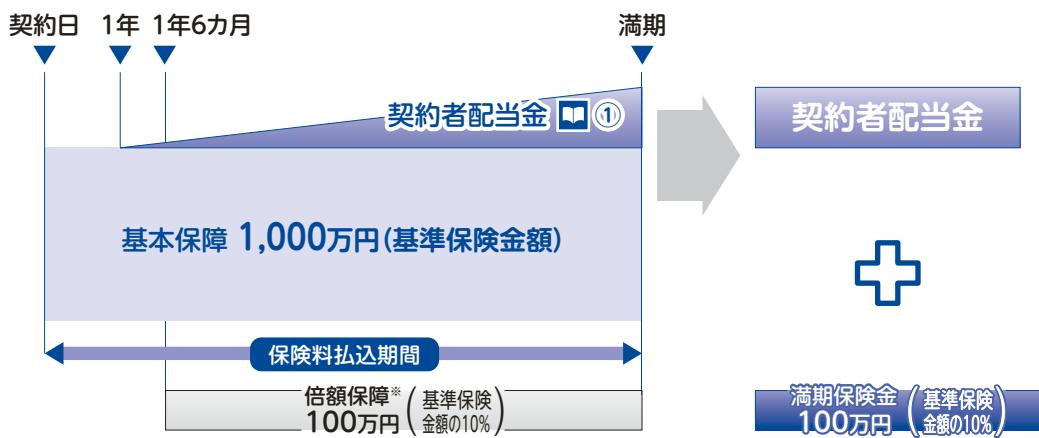
①しおり62P参照

「契約者配当金」

特長としくみ

(3)特別養老保険(新フリープラン(10倍保障型))

基準保険金額 1,000万円に加入の場合



②しおり15P参照

「契約の保障(責任)の開始と契約日」

*倍額保障(保険金の倍額支払)

○契約日を含めて1年6ヶ月(契約を復活したときは、さらにその復活日を含めて6ヶ月)を経過してから、被保険者が、不慮の事故を直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡したとき、または当社所定の感染症を直接の原因として死亡したときは、支払うべき死亡保険金のほかに、「満期保険金額と同額の保険金」を死亡保険金受取人に支払います。

(注)保障は保障(責任)開始の日 ②から開始します。